

吉田町高齢者補聴器購入費助成事業のお知らせ

聞こえにくさを感じていませんか？

聞こえを保つことは、認知症予防や介護予防につながると言われています。吉田町では65歳以上の方を対象に補聴器購入費の一部を助成します。

対象になる方（次の(1)～(5)を全て満たす方）

- (1)吉田町に住民票のある65歳以上の方
- (2)両耳の聴力が30デシベル以上70デシベル未満で医師の証明を受けた方
- (3)身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていない方
- (4)住民税非課税で、町税の滞納のない方
- (5)その他の法令で助成を受けていない方

助成の対象

- 令和8年4月1日以降に購入した補聴器

助成額

- 補聴器購入費の2分の1以内
- 上限3万円

※修理、メンテナンス、申請の際の受診料や文書料は対象外です。

申請受付開始

- 令和8年6月1日（月）から

申請方法

- ①申請書兼請求書に医師の証明を受ける。
- ②補聴器購入後90日以内に領収書を添えて、申請書兼請求書を福祉課に提出する。



問い合わせ

福祉課高齢者福祉部門

電話 0548-33-2105

メール fukushi@town.Yoshida.shizuoka.jp

